

裁判長印
認



調 書 (決定)

事件の表示	平成24年(行ト)第16号
決定日	平成24年4月16日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	横 田 尤 孝 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 白 木 勇 山 浦 善 樹
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原裁判の表示	東京高等裁判所平成23年(行ス)第60号(平成24年1月18日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

平成24年4月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 佐 古 智 昭 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 佐 古 智

